

(丸三証券からのお知らせ) 毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

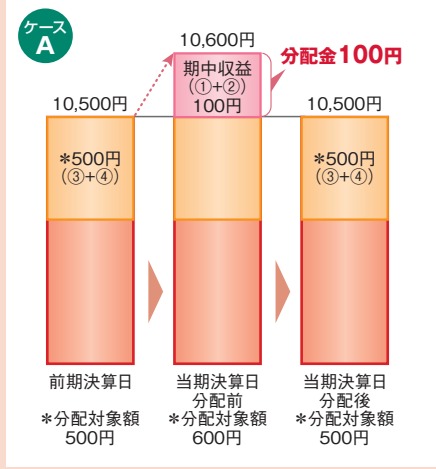
投資信託で分配金が支払われるイメージ



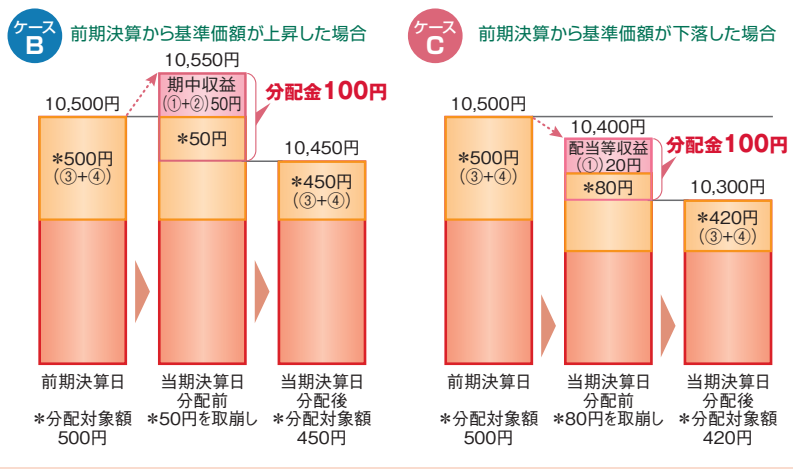
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

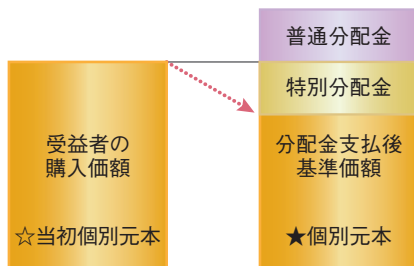
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
 ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
 ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

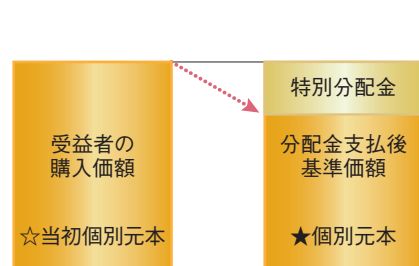
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※ 特別分配金は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また特別分配金部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

※本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、取引店までお尋ねください。

用語の解説

● 配当等収益(経費控除後)

ファンドが当期中に獲得した利益のうち、債券等から獲得した利子収入ならびに株式の配当金等の利子配当等収益から経費(信託報酬等)を控除した額です。全額当期の分配に充てることができます。

● 有価証券売買益・評価益(経費控除後)

ファンドが当期中に獲得した利益のうち、債券、株式、為替等の値上がり益から経費(信託報酬等)を控除した額です。前期までの繰越損失を上回った場合、その金額を全額当期の分配に充てることができます。

● 分配準備積立金

上記の配当等収益(経費控除後)および有価証券売買益・評価益(経費控除後)のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

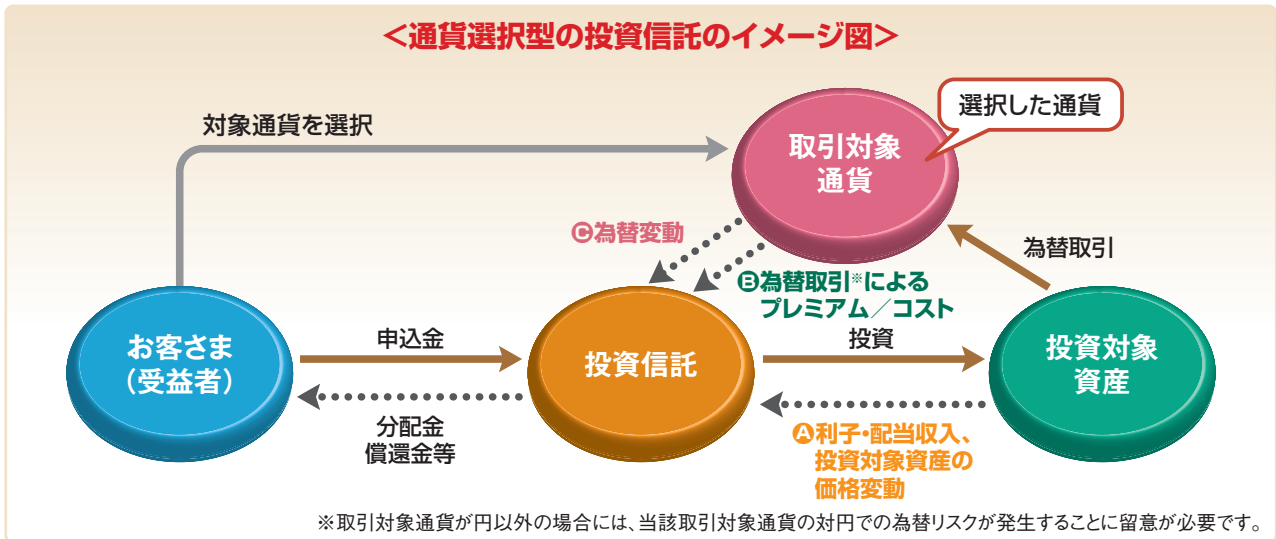
● 収益調整金

追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定科目です。



分配準備積立金や収益調整金は、あくまでも計理上の勘定科目です。将来分配金を支払うために現金で用意されているわけではありません。

(丸三証券からのお知らせ) 通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明



●通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

① **投資対象資産による収益(上図③部分)**

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

② **為替取引によるプレミアム収益(金利差相当分の収益)(上図②部分)**

- ・「選択した通貨」(コース)の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ **為替変動による収益(上図①部分)**

- ・上図②部分とは異なり、上図①部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」(円を除く。以下同じ)の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

●これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益) ／為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)	+	為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		・投資対象資産の市況の好転 (金利の低下等)* 投資対象資産(債券等) の価格の上昇		・取引対象通貨の短期金利 が投資対象資産の通貨の 短期金利を上回る プレミアム(金利差相当分の収益) の発生		・取引対象通貨が対円で 上昇(円安) 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		・投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の信用 状況の悪化等)* 投資対象資産(債券等) の価格の下落		・取引対象通貨の短期金利 が投資対象資産の通貨の 短期金利を下回る コスト(金利差相当分の費用) の発生		・取引対象通貨が対円で 下落(円高) 為替差損の発生

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)により異なります。

※通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」等の投資対象資産に関する投資リスクについては、目論見書その他の資料でご確認いただく、または取引店までお尋ねください。その他、本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、取引店までお尋ねください。

Q&A

Q1. 通貨選択型ってどんなファンドですか？

A1. あらかじめ決められている投資対象資産（債券や株式など）に加えて、投資対象となる通貨（コース＝為替取引対象通貨）をお客さまが選択できるよう設計された投資信託です。

Q2. 為替取引って何ですか？

A2. 2つの通貨を交換することです。例えば、米ドルをブラジルレアルで為替取引（ブラジルレアルコースを選択）した場合、ファンドの基準価額はブラジルレアルの影響を受けるようになります。同時に2つの通貨の短期金利も交換されます。

Q3. 為替取引によるプレミアム/コストって何ですか？

A3. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とは、為替取引を行ったことで2つの通貨の短期金利が交換されますが、「選択した通貨（コース）の短期金利」が「投資対象となる資産の短期金利」より高い場合に発生する「金利差」から得ることができる利益のことです。2つの通貨の金利は両国の経済環境により変化しますので、プレミアムの額は常に変化します。また、2つの通貨の金利差が逆転してしまう場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。

一部の新興国通貨では、金利差がそのまま反映しない場合があります。

Q4. 通貨選択型ファンドでは、どんな時に基準価額が下がりますか？

A4. 通貨選択型ファンドの基準価額は主に以下の3つの要因により下落します。

- ① 主な投資対象である債券や株式の価格が下落したとき
- ② 選択した通貨（コース）が円に対して下落（円高）したとき
- ③ Q3でお示した為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が縮小したとき、さらに為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生したとき



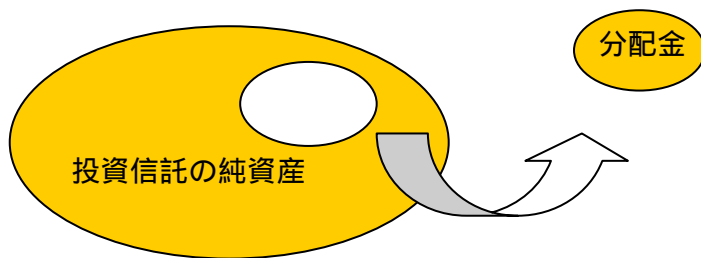
通貨選択型の投資信託は、債券や株式の価格上昇や利子配当等による期待収益に加えて通貨（コース）を選択することでより高い収益の獲得をめざす投資信託ですが、選択した通貨（コース）によっては、基準価額の変動幅が大きくなり、下落時には大きな損失を被ることがあることにご留意ください。

(丸三証券からのお知らせ) 毎月分配型外国籍投資信託の収益分配金に関するご説明

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

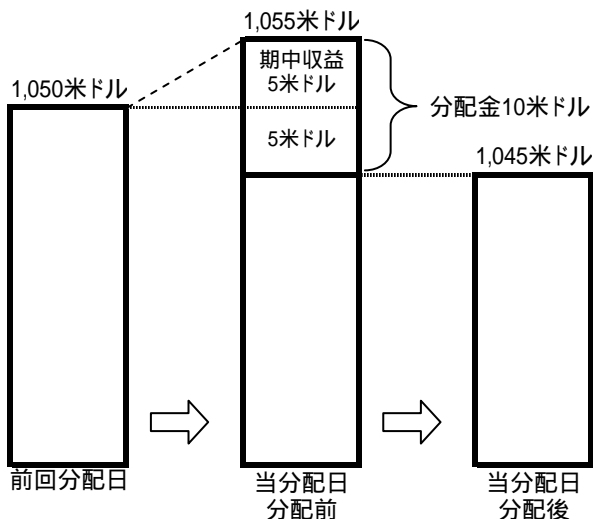
投資信託で分配金が支払われるイメージ



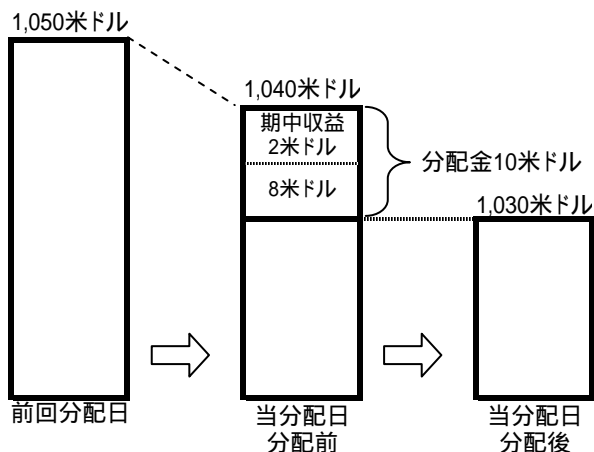
分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の基準価額は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(基準価額が米ドル表示の場合)

(前回分配日から基準価額が上昇した場合)



(前回分配日から基準価額が下落した場合)



上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。